

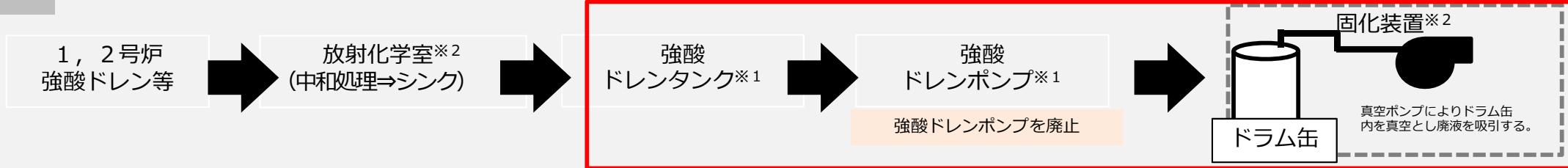
# 伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(5/11)

## 第299条（放射性固体廃棄物の管理）について

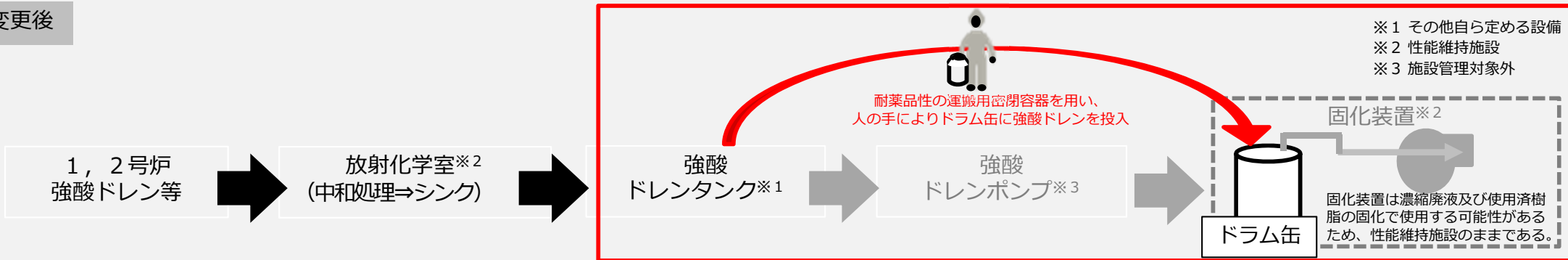
廃止措置計画の変更に伴い、強酸ドレンポンプを廃止するため、人の手を介して直接ドラム缶に廃液を投入する運用に変更する。

変更前	変更後
第299条 (中略) (2) 強酸ドレン等は、放射線・化学管理課長が <b>固化装置</b> でドラム缶に固型化し、廃棄物庫に保管する。	第299条 (中略) (2) 強酸ドレン等は、放射線・化学管理課長が <b>人力</b> にてドラム缶に固型化し、廃棄物庫に保管する。

変更前



変更後



## 安全性への影響について

- 強酸ドレンタンクからの抜き取り時や運搬時には耐薬品性の運搬用密閉容器を用いて漏えい防止を図るとともに、フェイスシールド等を着用し汚染防止策を講じることなどから、放射線防護（放射線障害防止）の観点より安全性に問題なく、実用炉規則第90条および技術基準規則第39条の要求事項を満足している。